

日常生活用具 支給対象用具 ※【介】介護保険が優先される用具

障がい部位		等級	用具の名称	用具の名前（対象要件・備考）
肢体不自由	下肢・体幹	1級のみ	特殊マット 【介】	・常時介護を要する者。 ・原則として3歳以上の者。 ・18歳未満は2級でも可。
			特殊尿器 【介】	・常時介護を要する者。 ・原則として学齢児以上の者。
		1・2級	特殊寝台 【介】	・寝たきりの状態にある者
			入浴担架	・入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者。 ・原則として3歳以上の者。
			体位変換器 【介】	・下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する者。 ・原則として学齢児以上の者。
			移動用リフト 【介】	・原則として3歳以上。 ※住宅改修をしないもの。 ※障がい者を移動させるために使用するもの。
			訓練イス	・原則として3歳以上の障がい児のみ。
			訓練用ベッド	・原則として学齢児以上の障がい児のみ。
		1～3級	便器 【介】 (ポータブルトイレ)	・原則として学齢児以上。
			1～6級	居室生活動作補助用具 (住宅改修)
	下肢 体幹 平衡	1～6級	T字状・棒状のつえ ※入所OK	・歩行に障がいを含む者であって、支持が必要な状態の者。
			移動・移乗支援用具 【介】	・家庭内の移動等において介助を必要とする者。 ・原則として3歳以上の者。 ※住宅改修をしないもの ※据え置きの手すり、スロープ等
	上肢	1・2級	特殊便器 (ウォシュレットトイレ)	・原則として学齢児以上の者。
			居室生活動作補助用具	・特殊便器への取替えをする場合のみ適用。 ・原則として学齢児以上の者。 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいを含む。
			情報・通信支援用具	・障がい者向けPC周辺機器や、アプリケーションソフト等。 ※PC本体は対象外
	1～6級	頭部保護帽 ※入所OK	・脳性麻痺及び失調症等により立位及び歩行が不安定な者であって、頻繁に転倒する者。	
携帯用会話補助装置		・発声・発語に著しい障がいを含む者。 ・原則として学齢児以上。		

障がい部位	等級	用具の名称	用具の名前（対象要件・備考）
視覚	1・2級	電磁調理器	・当該障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
		歩行時間延長信号機用小型送信機	・原則として学齢児以上。
		盲人用体温計（音声式）	・盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。 ・原則として学齢児以上。
		盲人用体重計	・盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。
		情報・通信支援用具	・障がい者向けPC周辺機器や、アプリケーションソフト等。 ※PC本体は対象外
		点字タイプライター	・当該障がい者が就労若しくは就学している場合又は就労が見込まれる場合に限る。
		視覚障がい者用ポータブルレコーダー	・原則として学齢児以上。
		視覚障がい者用活字文書読上げ装置	
		盲人用時計	
		視覚障がい者用音声ICタグレコーダー	
		盲人用血圧計（音声式）	・盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。
	点字ディスプレイ	・原則として学齢時以上で必要と認められるもの	
	1～6級	点字器 ※入所OK	・視力低下又は視野狭窄により、文字の読み書きが困難な者。
		視覚障がい者用拡大読書器	・本装置により文字等を読むことが可能になる者。 ・原則として学齢児以上の者。
点字図書		・主に、情報の入手を点字により行っている者。	
聴覚	2級	聴覚障がい者用屋内信号装置	・聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯。
		福祉電話（貸与に限る）	・コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス非貸与者。 ・障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。
	2・3級	ファックス（貸与に限る。）	・コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。 ・電話（難聴者用電話を含む）によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。
	2～6級	聴覚障がい者用通信装置	・コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。 ・原則として学齢児以上。
		聴覚障がい者用情報受信装置	・本装置によりテレビの視聴が可能となる者。

障がい部位	等級	用具の名称	用具の名前（対象要件・備考）
音声言語	3級	ファックス (貸与に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。 ・電話（難聴者用電話を含む）によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。
	3・4級	聴覚障がい者用通信装置	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。 ・原則として学齢児以上。
		人工喉頭 ※入所OK	<ul style="list-style-type: none"> ・咽頭摘出者又は発声に関与する筋肉に麻痺が生じた者であって、発声が困難な者。
		携帯用会話補助装置	<ul style="list-style-type: none"> ・発声、発語に著しい障がいをもつ者。 ・原則として学齢児以上。
腎臓	1～3級	透析液加温器	<ul style="list-style-type: none"> ・自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者又は原則3歳以上の児童。
ぼうこう 直腸 その他	必要な方	ストーマ装具 (ストーマ用品、洗腸用具) ※入所OK	<p>紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品、収尿器</p> <p>対象要件：次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)人工肛門又は人工膀胱の造設者 (2)膀胱又は直腸機能障がいをもつ者であって、治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形によりストーマ用装具を装着できない者 (3)先天性疾患に起因する神経障がいにより、高度の排便機能障がいをもつ者 (4)先天性鎖肛に対する肛門形成術により、高度の排便機能障がいをもつ者 (5)脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより、排尿又は排便の意思表示が困難な者 (6)脊髄損傷等により、排尿障がいをもつ者
呼吸器 その他	1～3級	ネブライザー (吸入器)	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者。 ・原則として学齢児以上の者。
		電気式たん吸引器	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者。 ・原則として学齢児以上の者。
	1～2級	酸素ボンベ運搬車	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険における在宅酸素療法を行う者。
		火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい等級2級以上の身体障がい者(児)であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。 ・当該障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
呼吸器 心臓 その他	必要な方	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器又は心臓機能に障がいをもつ者で医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器を装着する者であって、必要と認められる者。
身体障害	1～2級	自動消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい等級2級以上の身体障がい者(児)。 ・火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。 ・当該障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。

障がい部位	等級	用具の名称	用具の名前（対象要件・備考）
知的障害 精神障害	療育手帳A、 精神障害1級	特殊マット 【介】	・原則として3歳以上で寝たきりのもの
		頭部保護帽 ※入所OK	・てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。
		特殊便器 (ウォシュレットトイレ)	・訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者。 ・原則として3歳以上の者。
		火災警報器	・火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。 ・当該障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
		自動消火器	・火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。 ・当該障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
知的障害	療育手帳 A・B	電磁調理器	・当該障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
難病患者 (障がい福祉サービス等の対象となるもの) ※意見書必要		特殊寝台 【介】	・寝たきりの状態にある者。
		特殊マット 【介】	・寝たきりの状態にある者。
		特殊尿器 【介】	・自力で排泄できない者。
		体位変換器 【介】	・寝たきりの状態にある者。
		移動用リフト 【介】	・下肢又は体幹機能に障がいのある者。
		訓練用ベッド	・下肢又は体幹機能に障がいのある者。
		入浴補助用具 【介】	・入浴に介助を必要とする者。
		便器 【介】 (ポータブルトイレ)	・常時介護を要する者。
		特殊便器 (ウォシュレットトイレ)	・上肢機能に障がいのある者。
		自動消火器	・火災発生の感が著しく困難な者。 ・当該患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
		ネブライザー (吸入器)	・呼吸機能等の障がいのある者であって、必要と認められるもの。
		電気式たん吸引器	・呼吸機能等の障がいのある者で、必要と認められるもの。
		動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	・医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器を装着する者であって、必要と認められるもの。
	居室生活動作補助用具	・下肢又は体幹機能に障がいのある者。	